平成２５年（フ）第４６６０号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口5413―６―404
破産者　道上　明子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９０９号
東京都江東区亀戸９丁目19―20―1105、開始決定時の住所東京都葛飾区細田４―26―16―103
破産者　宮木　　基
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１０号
東京都練馬区羽沢２丁目10―13　パークタウン羽沢Ａ棟201
破産者　武藤　教央
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３４号
東京都あきる野市瀬戸岡514
破産者　武井　裕志
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７０号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目３―６―404、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目417―17―５―1006
破産者　杉山　　純
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１９０号
東京都大田区中馬込１丁目７―２、商業登記簿上の本店所在地埼玉県富士見市羽沢１丁目23―33
破産者　有限会社ミッチ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１９１号
東京都大田区中馬込１丁目７―２
破産者　村山　晃一
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２２４号
東京都府中市分梅町３丁目44―22
破産者　二上　純子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２７号
東京都青梅市仲町293―10
破産者　笛　　雄矢
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３７３号
東京都府中市北山町２丁目６―４―202
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８１号
東京都日野市程久保650　高幡台団地40―503
破産者　佐々木彩子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４４号
東京都目黒区緑が丘３丁目９―27
破産者　毛利　　孝
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５６６号
東京都江戸川区鹿骨１丁目50番15号
破産者　有限会社壹岐丁合紙工
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５６７号
東京都江戸川区鹿骨１丁目50―15
破産者　壹岐　　寛
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０１号
東京都中央区日本橋浜町１―10―８　ジャコワ第２ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区八広６丁目20番３号
破産者　株式会社マインスター
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０２号
東京都中央区日本橋浜町１―10―８　ジャコワ第２ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区東日本橋２丁目２番５号
破産者　有限会社極光
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０３号
東京都中央区日本橋浜町１―10―８　ジャコワ第２ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区東堀切１丁目19番14号
破産者　有限会社Ｄｉｐｐｅｒ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１０号
千葉県船橋市藤原７丁目２番２号レランドショッピングセンター４階
破産者　医療法人社団堅誠会
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６９６号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目11―67―204
破産者　久郷　英之
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７５８号
東京都足立区保木間１丁目23番６号
破産者　有限会社バッド・センス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７５９号
東京都足立区竹の塚５丁目20―８―304
破産者　小川　　仁
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部